

「医療・介護支援パッケージ」の賃上げ支援

# ベースアップ評価料の届出医療機関が対象に

昨年12月に成立した神奈川県の2025年度補正予算案に、国の総合経済対策に対応する医療機関向けの支援として、光熱費等に対する支援、賃上げ・物価上昇に対する支援が盛り込まれた。①医療機関等物価高騰対応支援金(病院・診療所)、②診療所等物価支援金(診療所)、③診療所等賃上支援金(診療所)の支援事業が県の事業として実施される。③については、支給対象として26年3月1日時点で「ベースアップ評価料」を届け出ていることが条件とされた。

## 初再診料等の算定回数で自動作成

届出様式はエクセル、メールで送信

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

り、届出様式が大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合、昨年1月に発出された通知により、届出様式は大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合、昨年1月に発出された通知により、届出様式は大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合、昨年1月に発出された通知により、届出様式は大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合、昨年1月に発出された通知により、届出様式は大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合、昨年1月に発出された通知により、届出様式は大幅に簡素で反映される。最後に③の4項目にチェックすること

### 1 別添

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類

## 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 届出の手順

- インターネットで「厚生労働省 ベースアップ評価料」と検索(または右記QRコード) ⇒ 「ベースアップ評価料等について」をクリック
- 「ベースアップ評価料等について」のページで、届出様式をダウンロード
  - 「届出様式(医療機関用)」の「○外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを届出する場合(評価料I専用届出様式)」のExcel
- ダウンロードした届出様式(Excel)に必要事項を入力(下表)
  - ア. 「1.保険医療機関に関する情報」、「2.届出を行う評価料」、「3.届出年月日」、「4.ベースアップ評価料算定期間」、「5.外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み(直近1カ月の初・再診料の算定回数)」、「6.賃金改善実施期間」、「7.対象職員(全体)の賃金改善見込み額」を入力する。
    - 「5の⑫」の額と「7の(参考)」の額を近づけるように、「7の⑮」及び「7の⑯」の額を設定すると、医療機関の持ち出しが少なくなる。その際「7の(参考)」の額が、「5の⑫」を少しだけ上回るように設定する。
 

5の⑫	1カ月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み ※自動計算
7の(参考)	法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安 ※自動計算
7の⑮	対象職員(全体)の基本給等に係る1カ月の賃金改善見込み額 ※手入力
7の⑯	⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(不明の場合は0でよい) ※手入力
  - イ. 届出様式(Excel)をメールに添付して提出
    - ア. 宛先(メールアドレス)は、baseup-hyoukaryou14@mhlw.go.jp(神奈川県の場合)。
    - イ. 届出様式(Excel)のファイル名には、「医療機関コード」を記載する。例)0123456\_ベースアップ評価料届出
    - ウ. メール本文に、医療機関名と連絡先を記載する。

### 【ベースアップ評価料 届出後の流れ】

ベースアップ評価料は新規届出時及び届出後は毎年6月に、4月時点で作成した「賃金改善計画書」を提出する必要がある。令和8年2月に届出を行った場合、「令和7年度分の賃金改善計画書」を令和7年6月に「令和7年度」の賃金改善計画書を提出する。また、8月には「賃金改善計画書」を提出する。令和8年2月に届出を行った場合、「令和7年度」の賃金改善計画書を提出する。また、8月には「賃金改善計画書」を提出する。

定を「終了する月」は、対象となっていないが、26年3月とされているため、対象職員は拡大予定

ベースアップ評価料の対象職員は、現時点では看護職員や歯科衛生士などの医療関係職種、看護補助、患者サポートを行う事務職員となっている。専ら事務を行う事務職員や、40歳未満の勤務医師・歯科医師は対象外となる。また、賃上げの対象となる職員は、令和8年3月31日時点で、令和8年3月31日時点でベースアップ評価料を届出している医療機関が対象となる。そのため、例えば院長と医療に従事しない事務職員のみが勤務する診療所は対象外となる。また、賃上げの対象となる職員は、令和8年3月31日時点で、令和8年3月31日時点でベースアップ評価料を届出している医療機関が対象となる。そのため、例えば院長と医療に従事しない事務職員のみが勤務する診療所は対象外となる。

給与引上げ、及び給与規定の見直し

ベースアップ評価料を届出する医療機関は、給与引上げ、及び給与規定の見直しを行う必要がある。給与引上げ、及び給与規定の見直しを行う必要がある。給与引上げ、及び給与規定の見直しを行う必要がある。